

愛行発第319号

令和8年9月9日

会 員 各 位

愛知県行政書士会

会 長 竹 田 勲

### 大規模災害対策本部の設置について

令和8年9月8日に発災しました令和8年台風第24号及び前線による大雨に伴う災害において、被災された皆様にはお見舞いを申し上げます。これにより名古屋市が内閣府による災害救助法の適用対象となりました。

本会では愛知県行政書士会大規模災害等の対策に関する規則に基づき、この度の災害を「支援対象災害」と定め、大規模災害対策本部を設置します。

今後は、大規模災害対策本部内に災害対策部を設置して、被災された会員各位の支援を行い、皆様が安心して通常業務に復旧できるよう努めて参ります。

被災された会員各位におかれましては、被災状況を本会事務局までご連絡いただきますよう引き続きお願いいたします。